

第 6 回外郭団体等検討委員会議事録

H24.10.29

10:30～16:15

第三応接室

部会

【事務局：青木総務参事兼行政改革課長】

それでは私の方から資料の説明をさせていただきたいと思います。

まず資料の1でございますが、これにつきましてはこれまでの部会による議論の一定の取りまとめをさせていただいたものということでご理解をいただきたいと思います。資料の2はさらに指摘をいただいた部分についての整理を今のところこう考えさせていただきたい、ということでまとめたものということでご理解をいただきたいと思います。

ではまず資料の1でございます。「議論の経過」はこれまでの議論の経過を整理させていただいたものでございます。具体的な議論は第1回目が7月23日で、その後、2回、3回と開催し、本日4回目を迎えているところでございます。内容につきましては、まず第1回目は部局から修正の申し出がありました10団体の状況説明と質疑をさせていただきました。第2回目は残り4団体の説明と質疑、それから第1回目の質問事項についての説明と議論をさせていただきました。

第3回目では2回目における質問事項の説明と議論、それから各部局施策体系における各団体の役割と位置付けについて議論というところまで進めさせていただいたところでございまして、前回第3回において、事務局で整理を行い、それを説明するようにというご指示をいただいたところでございます。

2番目ですが、これまでの検討結果の整理をさせていただいております、(1)では、改革基本方針の見直しを必要とする団体ということで、一応、私どもなりに、修正理由・対応について質疑はございましたが、ご了解をいただいた部分があるのではないかと考えております。

まず、上から申し上げます。

土地開発公社でございますが、見直しの内容、理由につきましては、すでにプロパー職員がゼロという体制でございます。また、長期保有地の解消も終了しているということで、そういった状況の変化を踏まえ修正をお願いしたいというものでございます。

議論の中では、リニアなどの新たな課題の記載、それから表記の整合を取るべきだというご指摘をいただきまして、その修正を図ったところでございます。

しなの鉄道につきましては、包括外部監査人から、将来の資金需要に係る意見への対応や現在の状況に時点修正すべきということでございました。さらには、委員さんから長野以北の引き受けを踏まえた記載内容に修正するべきだというご指摘をいただいたところでございます。

それから私学振興協会、旧名でございますが、新しくは私学教育協会でございます。団体の統合及び私学関係3団体の貸付事業の統合という状況がございました。それにつきましての変更ということでございましたが、右側でございますが、出資をしているという前提が変わらない中で財政的関与の廃止という文言で整理できるのかというご指摘をいただいたところでございまして、これは他の団体とも関連するわけでございますが、一定の整理を検討することにさせていただきたいと思います。

長寿社会開発センターにつきましては、老人大学の自主事業化及び他団体との事務局統合に一定の結論を得たことによる修正を求めたところでございますが、さらに事務局統合の結論について詳細な説明を求めるということでございました。

先般、関係課がまいりましてご説明をさせていただいたところでございます。

社会福祉事業団でございます。

県職員の派遣の廃止、それから、ほぼ自立的な経営状況を踏まえた修正ということでご提案させていただいております。

指定管理の期間、公募・非公募について考え方の整理を求められたところでございます。

私ども行政改革課としても整理を図っていくということでございます。

それから、次の2団体、中小企業振興センターとテクノ財団につきましては、長野県ものづくり産業振興戦略プランというものがございまして、この内容に沿って修正ということでご提案をさせていただきました。

このうち、テクノ財団につきましては、具体的なプロジェクトはどのようなものなのかというご質問がございまして、これも担当課長がまいりましてご説明をさせていただいたと理解しております。

それから飯伊地域地場産センターでございます。

これは名称変更ということでございました。南信州・飯田産業センターに名称変更という修正でございます。

職業能力開発協会でございます。

県職員派遣の引揚げに伴う修正ということでございます。カッコ書きにございますように、平成22年2月以降、県職員の派遣を廃止してございまして、今後も派遣の予定はないということでございます。

これにつきましては、職員の引揚げで協会に影響がないのかという質疑がございました。民間からマネージャーを登用するというお話をさせていただいたところでございます。

それから林業関係でございます。

林業コンサルタント協会につきましては、県出資比率の引き下げに伴う修正ということで、昔、100%だったものが16.7%となったということでございます。

質疑の中で、この団体だけ何故出資比率の引き下げができたのかということでございましたが、これにつきましては、受益者負担の考え方を導入ということでご説明をさせていただいたところでございます。

林業労働財団につきましては、改革基本方針の記載ぶりに係る修正でございました。これまでは単なる「存続」という記載でございましたので、事業の効率化という視点でも記載し修正するというところでお話を申し上げたところでございます。

次の(2)出資等外郭団体から除外する団体につきましては、除外理由についてここで了解いただいたものと認識しております。

私立関係2団体でございます。幼稚園協会と短期大学協会でございます。

これは、貸付事業を私学教育協会に統合するのに合わせまして、県出資も移管をさせていただきました。出資関係がなくなったことによる除外ということでございます。

地域包括医療協議会につきましては、出資及び継続的な財政支出を行っていないことによる除外ということです。

それから、建築住宅センターにつきましては、これも後程ご論議をしていただく予定でございまして、出損金も返還という方向が出てございまして、人的・財政的支援の廃止による除外ということで一応の整

理をさせていただきたいということでございます。

申し訳ありませんが、資料の2をご覧いただきたいと思います。

こういった整理をさせていただく中で、さらに委員さんからご指摘をいただいた事項が資料2で整理させていただいたものでございます。

消防協会でございます。

事業内容につきまして、これは県サイドから申し出がない段階でご指摘がございました。引き続き関係者と検討を進めていくとあるが、検討の内容と結果はどうなっているのかというご指摘をいただいたところでございます。

これにつきまして4点ほどで整理をしてございます。

現在の方針におきまして県の役割、責任がこの段階については明確化がされておきまして、これに基づき、「必要な県関与の継続」とされたところでございます。

この方針に基づきまして、県は市町村と共に協会と連携を図りまして、消防団の支援を行っているところでございます。

協会理事会等におきましては、県の立場から消防課職員が出席いたしまして、役割分担を踏まえた事業のあり方を随時検討ということでございまして、本年4月1日、協会の役割がより明確化されたということをおきまして、公益財団法人に移行したという経過でございます。

土地開発公社でございます。これについては2点ご質問をいただいております。

中長期の経営計画はあるのかということと、主たる業務を行っております建設部との業務分担はどうなっているのかということでございます。

建設部との関係が強いということでの業務分担がどうなっているかのご指摘だろうと思います。

上段でございますが、特に中長期的な経営計画というものを持っておりませんが、改革基本方針に従いまして、県職員の公社職員の兼務等によりまして、事業量が増えた場合にはそれに応じた必要最小限の体制の取り組みができるということで、必要最小限の職員体制を維持しつつ、公社の土地・建物の売却等により固定費の縮減を図り、プロパー職員ゼロでも運営可能な組織への再編の取り組みを進めてきたところでございます。

言ってみれば県の業務との対応関係で行われる位置づけでございますので、経営計画というものがあ部分では立てようがないということもあるのかなと思います。それから建設部との関係でございますが、1点目でございます、県におきましては、建設部でございますが、現年度の用地取得は直営で行っております。それで先行取得は公社へ委託するというところでございます。

公共事業の円滑な推進を図るため、将来必要となると考えられる用地でございますが、これを、県が事業施行前に取得しておきたい場合、これは用地の先行取得でございますが、公社では建設部からの委託によりまして、民間金融機関の資金を活用して用地取得を機動的に行うと、そういう機能を用いて、建設部に代わって用地の先行取得を行うことになっております。

建設部におきましては、公社が先行取得した土地につきましては、原則4年間で引き取るということで、公共事業の用地として活用しているということでございます。

しなの鉄道でございますが、これも2点ございました。

中短期的な課題への対応方針の明確化とは具体的には何を指しているかということ。それから、経営基本計画に資金需要の問題は組み込まれているかというお尋ねでございます。

まず上段でございますが、しなの鉄道におきましては、長野以北並行在来線の経営引受けが決定してございます。それに伴い、同路線を含む経営方針を明確化する必要がございます。現行の中期経営計

画、計画年度は25年度までとなっておりますが、これを全面的に見直しまして、平成25年度を初年度とする新たな中期経営計画の策定作業を現在進めていると承知しております。

それから、資金需要の問題でございますが、長野以北並行在来線経営基本計画では、長野以北並行在来線の経営引受けに必要な初期投資等の計画を示すとともに、資金需要に対応するため、県並びに沿線市町による支援の枠組み、それから国からの新たな支援を踏まえた収支見込みを明らかにしているところでございます。

私学教育協会でございますが、名称変更について触れられていないというご指摘をいただいております。先ほど申し上げましたとおり、飯伊地場産センターは触れていたではないかということでございました。これにつきましては、名称変更に触れた記述とさせていただきたいと思っております。

長寿社会開発センターでございますが、前回、「元気高齢者」という言葉はいわゆる体の弱い高齢者が反応するというか、なかなか受け入れられないのではないかと、言い換えなど工夫ができないかというご指摘をいただいたところでございます。

これにつきまして、原課の方に確認いたしました、「元気高齢者」という言葉自体ですね、複数の地方自治体で使われていると、高齢者の健康づくり、生きがいづくり、社会参加の推進等の施策で使われているという現状でございます。比較的広まっているものと認識をしているということでございます。抵抗感につきましては、それほど生ずるものではないのではないかと回答をいただいているところでございます。

下水道公社でございます。

経営改善計画、アクションプランはどうなっているか、それから50%の出えんがあるのに「県関与の廃止」は紛らわしいというご指摘をいただいたところでございます。

「県関与の廃止」という記載につきましては、後程も、若干触れたいと思っております。全体の問題と関わるということでございます。

右側の上段でございますが、経営健全計画につきましては、概ね順調に進捗しているという評価でございます。現時点で大きな問題は認められませんが、課題があるとするれば、市町村事業の受託確保が今後の課題ではないかということでございます。県の部分につきましては県直営ということになりますので、市町村事業の確保が課題であろうということでございます。

大きく4つ整理してございます。

事業の効率化の観点、これにつきましては、県からの受託処理場全てを包括民間委託に移行、それから受託業務の拡大、これが先ほど問題点として挙げた部分の現在の状況でございますが、7市町村で受託項目追加ということで進めているということでお聞きしております。

それから組織の再構築、統合でございます。

それから建設担当の集約を実施、人員の削減、それから県派遣職員の削減を大幅に削減しているということでございます。

それから、経営基盤の確立でございますが、事務事業見直し等によりまして、平成21年度決算で単年度収支が黒字に転向ということでございまして、以降、23年度までの3年間は単年度収支黒字、24年度も黒字となる見込みでございます。

4番ですが、新公益法人制度への対応につきましては、平成25年4月に公益財団法人に移行する予定と伺っております。

アクションプランについてでございますが、概ね順調ということで承知しております。プロパー職員の役職への登用を進めております。

それから職員の資格取得の促進も進めております。専門職の確保、人事評価制度の導入ということで、

いま取り組みを進めております。

5番でございますが、公益財団法人への移行につきましては、他団体と同様に表記の修正・統一化を含めて検討していきたいということでございます。

2ページ目でございます。

国際交流推進協会でございます。

2点でございます。

スケジュールにある、「中期的な事業実施計画及び収入確保策の策定」及び「毎年度の達成状況について県のモニタリングの実施」について具体的な内容は書けないか。というご指摘でございます。

大きく3点に整理してございます。

平成24年度から新たに県補助金の支出というものを開始してございます。団体執行状況について常時報告を求めるということでございます。

団体の最大限の自助努力というものが必要でございまして、県市長会及び県町村会に出向きまして、市町村に対し費用負担の依頼を行っております。

賛助会員確保のため、新たに賛助会員募集チラシを作成し、主に県経営者協会会員企業や、県職員を中心に、広く新規加入を呼びかけ始めているということです。

それから総務省の「地域国際化協会」の位置付けは書かないのかということですが、これはご指摘のとおり位置付けがございましたので、記載することを検討してまいりたいと考えております。

それから、生活衛生営業指導センター以下6団体でございますが、それぞれ公益財団または一般財団への移行に係る記述がないというご指摘をいただいております。

公益法人制度改革への対応につきましては、すべての団体に共通してございます。個別のシートではなく、本文中に記載を検討することとしておりますが、実は今井委員さんから個別のシートに記載すべきとご指摘を賜っております。それはその方向で検討させていただきたいということで考えております。

林業用苗木安定基金協会、緑の基金につきましては、出えん金があるが、県の関与は今後も行わないというのは整合がとれないのではないかとございまして、これにつきましては後程、資料でご説明いたしますが、記載ぶりについて、表記全体の整理・修正を検討したいと考えております

それから、以下2点、全体に係る部分でございますが、運営費の補助は県の関与があるとされ、事業費補助は県の関与と位置付けていないことの妥当性、整合性というご指摘です。

これにつきましては、県の関与という部分との関連でございまして、表記の修正・統一化を検討したいと思っております。

全体の2点目でございますが、仕組債への対応を記述しなくてよいかということでございます。

改革基本方針の本文中に、「原則として新たな仕組債は購入しないなど、適正なリスク管理に努める」等の記載を検討したいと考えているところでございます。

引き続きまして、用語の整理ということで、資料の3でございます。

実は改革基本方針は1行程度で端的に表現するというでございまして、なかなか言葉ですべてを言い表すのが難しいところもございまして、できるだけわかりやすくということでご指摘をいただきましてので、できるだけ括って整理をさせていただきたいということでの案を詰めているところでございます。

いくつかの点で分かれておりまして、全部を共通化はできない悩みはございますが、そうは申しましてもということでございます。

まず、事業推進に対して積極的に支援するというのは、しなの鉄道等ということで、まず団体の整理まで踏み込んでおりませんので、現段階では「等」ということで整理させていただいております。

この定義につきましては、県職員の派遣や財政支出などを行いまして、県の施策と一体となって事業を推進している団体に対して積極的な支援を行うという位置付けでどうかということでございます。

必要な県関与の継続ということにつきましては、消防協会等でございますが、団体が行っている事業に対する県の役割・責任のあり方を踏まえ、人的・財政的な支援を必要な範囲内において行うということにさせていただければということでございます。

事業の効率化につきましては、信用保証協会等でございますが、事業効果を検証したうえで真に必要な事業に重点化するとともに、事業の縮小、コスト削減などの事業の効率化を行うということです。

それから体育協会でございますが、業務量に見合った効率的な業務の実施ということで、1団体のみですがこういう整理とさせていただきたいと思っております。

実は、一番悩んでおりますのが、自立的な運営という表現でございます。

社会福祉協議会等でございますが、県の人的・財政的支援に依存することなく、自らの意思で自主事業を実施するなど、自立的な団体運営を行うという表現にさせていただきたいと今のところ考えておりますが、県の出資ということをどう表現できるのかという部分が非常に悩むところでございまして、そこまで整理ができていくかという、自信のない部分もございます。

ただ、こう表現せざるを得ない部分がございます。

民間主導の団体として運営ということで緑の基金、それから次の民間主導の団体として運営しつつ必要な県関与の実施ということで国際交流推進協会でございます。

これは民間主導の位置付けを維持しつつ、財源確保や歳出削減の取組を前提として、県の果たす役割の範囲内で必要な支援を行うという整理です。

それから、市主導の運営を継続、これは飯伊地場産とか塩尻・木曾地場産のことでございますので、この程度かなと思っております。

機能の存続につきましては、土地開発公社。事業を縮小のうえ、機能を存続する。団体の廃止は道路公社ということでの整理でございます。

もう少し踏み込んで申し上げますと、自立的な運営の中で特に私どもの工夫が必要だと思っておりますのは、下水道公社の位置付けをどうするかということでございます。半分ほどの出資をしている訳でございますけれども、しかし直営の部分があるということで、これは自立的な運営ということで端的に表現できるのかというところはもう少し詰めが必要だと思っております。本日ご意見をいただいた上で、各部局とも調整が必要な部分もございますので、そこを整備させていただいて、表現についてはもう一度整理したいというところでございます。全部詰まっていない状況で申し訳ないのですが、現時点ではこんな整理をさせているということでございます。

次に資料の4でございます。

外郭団体に対する出資等の取扱についてでございます。

1から4ということで整理をさせていただいております。

1番目は、現在進めております公益法人制度改革の概要でございます。

ご案内のように平成20年12月に法が施行されまして、現行の財団法人、社団法人は5年間のうちに公益財団・社団法人又は一般財団・社団法人に移行する必要があります。移行しない場合は解散となるわけでございます。

現在の私どもの外郭団体の状況を整理させていただきました。10月1日現在でございます。

公益法人に移行済が12団体、移行予定7団体、一般法人に移行済が3団体、移行予定が9団体でございます。

残りの12団体につきましては、株式会社等でございますし、これらにつきましてはこの規定の対象外でございますので、全体で31団体が該当するわけでございますが、この31団体の状況が今申し上げた通りとなっております。3つめの でございますが、包括外部監査人からは、県の外郭団体出資金の返還の検討と、一般社団法人・公益法人への出資金の返還要請の2点の課題を与えられております。

2番目でございます。法人別の特徴ということで整理をしてございます。

公益法人につきましては、50%以上の公益目的事業を実施することとされております。公益目的事業の例といたしましては、障害者の支援や消費者の利益の擁護という部分があるかと思えます。

それから2つ目の文言でございますが、簡単に言いますと儲けてはいけない、儲けられないという原則があるということでございます。

一般法人でございますが、公益目的財産額に相当する金額を公益目的支出計画というものを立てまして、それに基づきまして、公益の目的のために消費するということが必要となります。

上記が適正に行われれば収益事業にシフトしていくことが可能という団体でございます。非営利性が徹底された法人、公益的活動を目的とする法人、それ以外の法人の3つに区分するというところでございます。

3番の想定される事項でございますが、公益法人については、理論上でございますが、49%の収益事業を行うことが可能ということでございまして、この場合、県の出資の目的と乖離する可能性がないわけではないという指摘がなされる可能性があります。

それから一般法人でございますが、極論すれば公益目的支出計画で定めた事業以外はすべて収益事業を行うことも可能となりまして、この場合、先ほどと同様に県の出資の目的と乖離する可能性があるという指摘をいただくものと考えております。

4の今後の対応案についてでございます。この点につきましても個別の団体の整理まではいかないわけでございますが、団体ごと、出資等の用途目的と成果を検証しまして、県の出資が役割を終えていないか、意義が薄れていないかについて調査・検討を実施するという。それから、検証結果に応じて、所管部局が出資等の返還、返還と申しましても寄付という形を取らざるを得ないと思えますが、この可能性について団体と協議していくという整理をしていくことが必要と思っております。

ただ、一部分、先ほど冒頭で申し上げましたが、建築住宅センターにつきましては、出損金の返還といえますか寄付ということになると思いますが、このように一步進んだ団体も出てきているというところでございます。

あと参考ということでお示しある資料につきましては、委員長さんからお話で、これまでの見直しの経過について整理をしたものでございまして、これにつきましては、2の(4)までは平成24年2月までの改訂の状況を簡単に整理したものでございます。

その下、追加させていただいておりますが、今回の検討委員会における検討状況を表記させていただいたものでございます。ご案内のとおり、検討委員会におきましては、下記6団体を重点検討団体とし、改革基本方針の見直し等について議論を行っている状況でございます。いずれ行ったという表記になるところでございます。その結果ということで、今は空欄になっております。

一方、43団体から6団体を除いた37団体については、3名の委員による部会方式により、ということで、ある程度議論は進んでいると承知しておりますのでこんな具合に記載させていただいております。

所管部局からの改革基本方針の修正の申出を中心に議論が行われ、 団体が改革基本方針の修正を行うこととなったという表記です。

また、下記の4団体については、除外という位置付けというような整理、これにより39団体というものが外郭団体という位置付けになるというところまでの整理をさせていただいたということでございます。表記が行き過ぎている部分があればご容赦願いたいと思います。

それから厚めの資料でございますが、逐次修正をさせていただきながら委員の皆様方に申し上げてございます改革基本方針の見直しの要旨ということで、星取表とあと個別の団体の状況の調査票でございます。とりあえず今までの3回の議論を踏まえまして事務局として整理したものでございます。

【福田委員長】

1から3が今までの議論の中で作文や対応方針、質問に対してどうしたかも含めてまとめたものなので、まず、このことについて、ご質問やご意見がございましたら発言ください。

急にどっと出てきても、今までやってきた中でどうだったかなということはあるかもしれませんが、一つひとつ3回にわたって繰り返してきたので、こういう形になっているということではいかがでしょうか。

【今井委員】

全体に係る指摘の中で、県の関与の廃止の文言等がありまして、これは表記の修正・統一化を検討するとなっておりますが、具体的にどうしようということなのでしょうか。

【事務局】

正直申し上げて、私ども原案の整理を始めているのですが、各部局に意図が正確に伝わるかどうかを確認させていただいた上で、もう一度、できるだけ早くこの作業を進めまして、委員の皆様にご報告という機会を取らせていただきまして、修正等のご意見をいただければ16日までにはもう一度整理をさせていただき固めさせていただければと思っております。

この部分につきましては、主要の6団体と違ひまして、ある程度ペースを上げて整理をさせていただいておりますが、6団体の位置付けもありますので、ある面では同一レベルでの委員会での審議状況ということは必要なのかなと思っております。6他団体とはパラレルで整理させていただければと思っております。いずれにしても、中身につきましては、もう少し確認作業と詰めをさせていただければと思っております。今井委員さんからのご指摘を踏まえ、出資金や出損金がありながらも関与の廃止というところは整理をして、例えば下水道公社も部局とこれからやり取りしなければいけないのですが、出資、出損があるのに関与の廃止ということは整合がとれないだろうということで、ここのところは整理するという方向で今後やらせていただきたいと思いますと考えております。

一番は、団体の立場から書くのか、県の関与という部分から書くのか、どちらかの立場から書かざるを得ないという団体があるわけでありまして、一方の立場からだと書きようがない、どうしても県として一定の財政的支援などを行っている団体がある以上は団体側だけの立場では書ききれない。ところが出資等がなかったり、ある程度こういうものが縮減されてきた団体にしてみると自立的に行くんだという部分が出てきている訳で、そこはそうのように書かざるを得ないということでどうしても全体を見渡した場合にどちらかの立場だけでは統一は難しいということが正直なところで、どちらの側面から書いた方がこの団体についてはより適切な表現なのかという風に考えざるを得ないと思っております。

【福田委員長】

どちらかに統一して、何かあれば但し書きでもいいかもしれないし、最初にその2行を書いておいて、県の立場から書いたとして、外郭団体の方からの条件とかあるようなら但し書きをつけるという形でもいいのかなと思います。

【事務局】

そこは表現の問題なので、ご指摘いただければそのような表現の仕方もあるのかなと思います。2面性があるなら両方から書けばいいのではないかというご指摘だと思いますので。今までは一つの面から端的にということで書いてきたものですから難しさがあったと思います。

【福田委員長】

その辺りはお任せということで。きちんと定義をした上でより適切にという形であればと思います。

【事務局】

もしそのようにお許しをいただけるのであれば、私どもなりに整理をさせていただきます、趣旨がきちんと伝わるということでご確認いただくということでお願いできればと思います。

【今井委員】

公益法人改革以降のことは、それぞれ記載をいただくということになると思うのですが、もう一つ建築技術センターも公益財団法人になっていると思うのですが。資料2の公団の一括で掲げているのですがそこに建築技術センターが入ると思いますので確認をしてください。

【事務局】

確認いたします。

【今井委員】

それから、前回の委員会で委員長からも各団体と県の部署との役割分担とか整合性とかの話があって、それには包括的に触れるような話にはなっていなかったのでしたっけ。それはよかったのですか。

【福田委員長】

今回の部会については、文言の話であり、本委員会の方でそれは使いたいということですので。

【今井委員】

先ほど見直しの経過のところ、現時点ではこのようなまとめが入るのだろうということでしたが、部会の部分で主要なポイントはどうかということが入らないのでしょうか。議論の主だった内容として。

【事務局】

それは入ります。ご指摘いただいたものはどういう議論があったということで整理したいと思います。

【今井委員】

入れていただいた方が結果としてよいと思います。ほかのものでもこういう問題が指摘されたというような表現がなされていると思いますので、それは入れてもらった方がありがたいです。

【事務局】

わかりました。

【福田委員長】

ほかに資料 1 から 3 に関しましてご意見はございますでしょうか。

それではもし何かありましたら部会が終わった後でも、次の委員会くらいまでにお伝えください。

とりあえず表現の中身の話などはこれで進めていただくということでお願いします。

それで、質問なのですが、4 のペーパーですが、これは本委員会でもよくわからない部分があって、例えば、観光協会とかは社団法人に移行するというような話がありましたよね。現行の財団法人や社団法人は 5 年間の間に移行しないものはすべて解散という形になっている訳ですか。

【事務局】

これまで民法 34 条の法人はすべて 5 年間のうちに公益財団・社団法人化するか、一般財団・社団法人化するかを選びなさいと。それで手続きをしない場合は、解散ということになりまして、これは県に事務局がございますので、そのような手続きを進めることとなります。

いずれにしても、何らかの選択をするという形になります。選択をしないと解散になってしまいますので。それで 43 団体あるわけですが、現在、公益と一般を合わせまして既に 15 団体が移行を終えている状況でして、これから 16 団体が移行予定という整理になると思います。

それで今回の出資等の取扱いについてどうするかということなのですが、やはりこれをきっかけにして、県としてはその団体に対して出資等の目的が今後とも必要なのか、またはもういいだろうという判断がこれからはずっと検討課題になってくるのだらうと思います。そういうことで、今回即ということもありますけれども、今後の課題として、逐次、これを確認しつつ、もし、県との役割分担でその団体が必要なくなれば当然出資返還とか、県としての役割として位置付けがなくなった場合には、返してもらうとか寄付してもらうという投げかけを今後とも継続して行っていく必要があるのだらうという理解であります。その流れの中で 1 団体今回返還が出てきたという整理です。

【福田委員長】

移行予定と書いていますが、平成 25 年というとあと 1 年ですよ。そこまでにこの 16 団体が移行できる目途は立っているのでしょうか。

【事務局】

はい。多くは平成 25 年 4 月 1 日をもって移行するという手続きが進んでおります。場合によってはそれ以降になるものもあると思いますが。

【事務局】

4 月でない可能性はあります。ただ、移行認定の事務局は県の情報公開・私学課にございますけれども、そこが逐次相談等も受け付けておりまして、今私どもの外郭団体に位置付けられている団体で全く相談等がない団体はないと聞いております。今のところその相談の中でそれぞれの団体の方向性を伝えながら必要な相談を県の事務局にしていると聞いております。

【福田委員長】

本委員会にも絡んでくることなのですが、観光協会が社団法人化したいというところですが、基本的に何が変わるのですか。非営利団体化を目指すということは、非営利ということは営利ではない。

【事務局】

一般社団法人化すると、新たな収益事業にシフトしていくことが可能となります。

【福田委員長】

非営利型となっていますが、営利ではなくて。

【事務局】

非営利型というものもあります。観光協会が非営利で出しているかはまだ確認ができていません。

【福田委員長】

例えば林業公社はどうなるのですか。

【事務局】

林業公社は、公益社団の方に行く予定をしておりますので、ここについては50%以上の公益事業をしなければいけないということになります。

【今井委員】

観光協会は最初は公益にと言ったんですね。それを一般にしたんですね。

【事務局】

はい。それを一般にしています。

【今井委員】

これは法に定める変更ですよ。私は一般法人に移行したところは、公益ではなくなったところについての出資の問題が、このペーパーにあるように、今後減少していかないと。これまではどちらかという公益的な事業だからこそ出資したり、外郭団体に位置付けてきたものが、一般に移行してしまったのだから、一般に対してどうしてということなんです。

【福田委員長】

それもあるのですけれども、このペーパー午後も用意していただけますか。そして、再度、非営利化だとかもう一度このようなことがあるのであれば、5年のうちにどこで移ろうとしているのか。そして、どう出資しているのか。自立なり、この一般でも公益でもどれでもいいのですけれども、どういう団体に移って、この4つあるうちに午後の6団体がどう移ろうとしているのかももう一度確認したいんです。じゃあ、一般社団法人でも営利型を目指すんでしょうと言ったら、いや非営利型ですとか、よくわからなくて、じゃあ公法人改革3法施行というのは何を言っているのか、6団体にどう影響するのか確認したいです。

それからもう一つ思うのは、法人の見直しとあって、文言も見直しはいいのですけれども、一番重要なのは、25年度の部分はもっと大きな枠が必要で、25年度に何から何に移行しようとしているのか、移行済みなのか、移行しようとしているのか、これを明確にすることが私は一番重要だと思います、この一覧表の中では。出資割合とか改革方針とかありますけれども、そうではなくて、5年間のうちに移行済みなのか移行しようとしてどうなったのかとかそういう位置付けが重要だと思います。

【今井委員】

だから、今までその話を出して、その話の記載があるところとないところがあるから、統一的に記載すべきでないかと言ってきているんです。それはもう何度も議論してきているところです。

法人改革はずっと前に決まっている法上の定めで、それに対して各団体が対応してきている訳です。これは問題は大きなことだからこそ、書き込むべきでないかと議論してきたわけです。

【福田委員長】

文言はまとめていただくのですが、このことが済んでいるのか、済んでいないのかがパッと見てわかるようにすべきと思うんです。

【関委員】

そのことで1行加えるということですね。

【福田委員長】

そう、そのことを1行加えるということです。

【事務局】

団体の状況を整理したものがほしいということですね。

【関委員】

一行加えてどうなるかということがわかればいいということですよ。

【福田委員長】

そうです。だから、要は20年の改革関連3法施行の状況がどうなっているかを、この資料に1行を加えてほしいということです。この欄にも。

【事務局】

かしこまりました。

同時並行で公益法人改革の話があったものですから、我々側の認識として、法律で決められた手続きを進めているというイメージが強いものですから、これについての重要度の意識が少し足りなかったと思います。ある面、法律上で整理せざるを得ない状況にあると認識していたものですから、外郭団体の位置付けにそれほど大きな影響を与えるものだとあまり意識していないものですから。

【福田委員長】

これは出資割合の前に、一番重要な案だと思います。済みなのかどういう状況にあるのか。そうした時に、一つひとつ見たとき、社団なのかを見たときにそこがどうなっているのかということが、本委員会でも見られないのです。

【事務局】

いずれにしても、公財とか公社と書いてあるところは、すでに移行済みのものです。それから「特」と書いてあるのは特別法人なので関係ないですし、株式会社も関係ありません。それから社福も社会福祉法人なので関係ありません

ですから、単に社とか財と書いてある団体が、移行の必要のある31団体ということです。

このような表が団体別にございまして、どういう状況にあるかを今確認しております。

【福田委員長】

これは、今日議論する話ではないですから、こういう中に1行入れてあると見やすいかなというところです。個々のものは文章の中に書いてあったりしますけれども、トータルとしてどんな形で移行しているのかがわかるような。

【事務局】

概括表として必要ということですね。はい、わかりました。

それで資料4については、午後の委員会にお出しすればよろしいですね。それから、6団体がどのように移行するかを整理しておかなければならないということですね。

【福田委員長】

そうです。動こうとしているのは個別にみるとわかるのですが、社団法人の中でも、営利になるのか非営利になるのか言われていたり、とかあるので、それは本当に適切な移行なのかどうか。

非営利型ってさっきありましたね。そういうところで法律的には移行しましたよと言いながら、非営利で収益事業ではなくて、民営化とかそちらの方を目指すのではないというか、そう意味で、その辺りを一つ一つきちんと確認したいですね。

そういう感じを持ちました。

6団体がどういう状況なのか。5年の中で移行といっているのだったら、どれだけ自立を図ろうとしているのかを含めてです。

まずそれが個別のどうこうという前に今回総括になっていく一つになると思うので、星取表になるかもしれませんが、何年に移行してどうやろうとしているのかどうかという中で、全然、収益型を目指していなかったりとか、全然、改革の気がないとか、そういう5年という中で何がどうなっているのか見たいと思いました。

【事務局】

すみません資料4に6団体の状況をそれぞれ並べて書いて追加した方がよろしいですか。

【福田委員長】

そうですね。4があるのでですけど、次のページにそれぞれがどうかということを書いてもらえば。

【事務局】

わかりました。それでは5で追加します。

【福田委員長】

私は6団体の方が頭にあったので。移行するというのはいいのですが、移行の意味が見えていない部分が6団体の中にもあるので、気になりました。

ほかに何か資料とか今後あり方がありますか。ないですか。それではそういう形でお願いします。

【今井委員】

それで、どういう方向にしてまとめていきますか。

【事務局】

そうですね。どういう方向にさせていただくかなんですけども。

【福田委員長】

この前に事務局の方で説明いただくということになっていたのです。

【事務局】

今日の午後の報告は難しいですね。

【福田委員長】

そうですね。ですから、今日の午後は指定管理者も難しいと思います。

【今井委員】

今日の午後の進め方を事前にどうするかを委員長に方向付けをしていただいて、時間の都合もありますし。

【福田委員長】

今日の午後は私のまとめたペーパーを中心に議論いただくということです。

【事務局】

大変短い時間で申し訳ないと思っておるのですがけれども、委員長さんの方でおつくりいただいた資料がございますので、それを中心に、時間は1団体あたりどれくらいの目安でしょうか。

【福田委員長】

松本空港はまだまとまっていなので、今度知事に提出するまでにやり取りがあると思うのですがけれども、知事に報告するのは3時頃に終わりますよね。

それからあと2時間半ありますから指定管理者や部会の方はその時間でいいと思います。そこで30分とか1時間で考え方を報告いただくということで、次回に回していただくと。松本空港については、文言のことはありますけれども、2時から始まるとしたら1時に集まっていたら、1時間ありますからそこで松本空港もたたき台ということで途中でも失礼だとは思わないので、それでいけると思うんです。ですから今日は5団体で4時間、メディアの関係があるので3時間半くらいと思っています。休憩なしでも構わないので。

【事務局】

部会でお話しいただく内容ではないのですがけれども、なんとなく軽重があるような気がします。

【今井委員】

議論の厚くなる所と薄いところとあるということですよ。

【福田委員長】

部会についての説明とか進め方とか、こうやって変わったという概要とかで、例えばこんな議論してこうなったという形の、もう一つひとつの文章を見られることはないと思うのですがけれども、ザクッとこれを対象としながら、やっていく中で例えば今井委員さんの方に、全部目を通していただくとか、全体のプロセスの流れをご提示いただいて、それで大きく部会として改善点だとかということも、それで個々の1文1文の文言についての出し方というのは私は特に必要はないと思うので、その辺も出し方をコンパクトにできたらと思います。

【事務局】

わかりました。時間も限られていることだと思いますので。

【福田委員長】

それは次回に。

【事務局】

はい。それで先ほど今井委員さんからもご指摘いただきましたように、検討はどのような視点で行われたのかということが非常に重要だと思いますので、このポイントを整理させていただいて、その結果としてこうなったというところは概括的にご説明させていただくということでお許しいただければ、ということで準備をさせていただきたいと思います。

【福田委員長】

よろしくお願いいいたします。

(部会のみ公開)